

別紙

光市休日診療所医療事務処理コンピュータ機器等賃貸借業務仕様書

- 1 業務名 光市休日診療所医療事務処理コンピュータ機器等賃貸借業務
- 2 業務場所
光市休日診療所
光市光井二丁目2番1号
- 3 業務期間
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（60箇月）
地方自治法第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条に基づく長期継続契約
- 4 業務概要
（1）医療事務処理コンピュータ一式の賃貸借
（2）（1）の運用に必要な機器等一式の賃貸借
（3）（1）及び（2）の設定、設置及び保守業務及びサポート業務
- 5 業務詳細 別紙1 機器等仕様書のとおり
- 6 賃貸借機器の納入及び付帯作業場所
光市休日診療所
光市光井二丁目2番1号
- 7 賃貸借機器の納入期限
令和7年11月28日（金）
ただし、納入スケジュールについては、契約後、健康増進課担当者と協議の上、決定すること。
- 8 支払について
受注者は、賃貸借期間の開始月から、当該月分の賃貸借料を翌月初めに請求し、市はその請求に基づき、30日以内に賃貸借料を支払うものとする。
- 9 その他
（1）機器の納入・設定の詳細については、契約締結後、健康増進課（連絡先0833-74-3007）と協議の上、決定すること。
（2）光市休日診療所の営業日は原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日、年末年始期間（12月29日から翌

年3日)とする。

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者で協議を行うこと。